

## 「第1回青森県原子力政策懇話会」議事録

日 時：平成15年10月14日（火）13：30～16：30

場 所：青森国際ホテル 3階 「萬葉の間」

〔出席委員〕 植村委員、鎌田委員、北村委員、久保寺委員、小林委員、佐々木委員、  
笹田委員、田中(榮)委員、田中(久)委員、田中(知)委員、  
種市委員（代理：神青森県農業協同組合中央会副会長）、田村委員、月永委員、  
林委員、宮田委員、築田委員、山本委員

〔欠席委員〕 遠藤委員、小川委員、菅原委員

### 1 開 会

#### 【司会（三上原子力施設安全検証チームリーダー）】

第1回青森県原子力政策懇話会を開会いたします。

はじめに、委員をお引き受け下さった皆様、また公募により選出されました委員の皆様に対しまして、青森県知事三村申吾より委嘱状の交付をさせていただきます。

### 2 委嘱状交付

### 3 知事あいさつ

#### 【三村知事】

本日はご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。皆様方には青森県原子力政策懇話会の委員にご就任をいただき、厚く御礼を申し上げる所です。また、常日頃から県政の推進にご理解とご協力をいただき、心から感謝いたします。

さて、本県に立地する原子燃料サイクル事業関連施設をはじめとした原子力施設については、これまで国や事業者の責任を確認し、また具体的な対応を求める一方で、県としても立地の判断に当たっては事業者との間で安全協定を締結するなど、安全確保を第一義とする姿勢を堅持しながら慎重に対処して参りました。しかし、先般、日本原燃株式会社の使用済燃料受入れ貯蔵施設及び再処理施設本体に291箇所にも上る多大な不適切施工箇所が確認され、多くの県民に原子力施設の安全性に関して不信や不安を抱かせることとなり、県民の安心と安全の確保を第一義に対処してきた本県といたしましては極めて遺憾に思っております。

また平成17年4月に東北電力株式会社が営業運転の開始を予定しております東通原子力発電所についても、原子燃料サイクル事業関連施設と同様、安全協定を締結し、周辺住民の皆さんの安全確保と環境保全を図ることが求められております。

このような中で、私は原子力に対する県民の不安感や不信感を踏まえ、国や事業者に対してこれまで以上に安全対策を求める一方で、県としても県民の安全と安心に一層の重点をおいた対応をすべきと考え、本県に立地する原子力施設について総合的な観点から安全性を検証する知事直轄の組織として、9月1日付けで原子力施設安全検証チームを発足させたところであります。当懇話会が本日の立ち上げとなりましたのは、こうした取組の一環であり、今後の原子力行政に適切に対応するためには国策としての原子力政策、本県に立地する原子力施設の安全性、地域振興

など、原子力を巡る様々な課題についてより専門的な視点からの検討や検証が必要であることから、有識者や専門家の方々の幅広いご意見・ご助言を伺う場として、併せて私が政策判断をする際の拠り所となる場を設けたいとの強い思いによるものであります。

県としては、専門分野の方々から、そして公募による方々まで幅広い観点に立ったご意見をいただき、県民の安全、そして安心を第一義とする県の原子力行政に生かして参りたいと考えております。

委員の皆様には当懇話会の趣旨をご理解いただき、忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げます。

本日はありがとうございました。

#### 4 座長選出

##### 【司会（三上原子力施設安全検証チームリーダー）】

さて、本懇話会の議事運営に当たりましては、座長と座長代理を選出して行うこととしておりますが、座長選出までの間、僭越ながら進行役を務めさせていただきたいと存じます。

それでは座長でございますが、どなたがよろしゅうございますでしょうか。

はい、田中委員どうぞ。

##### 【田中(知)委員】

本懇話会の座長といたしまして、私の方からひとりご推薦したいと思います。座長といたしまして林光男さんが適切かと思えます。林さんは青森県商工会議所連合会の会長でありますだけではなく、幅広い観点から原子力を巡る様々な課題に対するご見識が高くて、本懇話会の座長として最適の方ではないかと思えます。

##### 【司会（三上原子力施設安全検証チームリーダー）】

ただいま、林委員ご推薦の声がありましたがいかがでございましょうか。

それでは林委員に座長としてこれからの議事進行をお願いいたします。お手数でございますが、林委員におかれましては座長席の方へお移りいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

#### 5 座長あいさつ

##### 【林座長】

ただいま皆様のご推挙によりまして座長を務めさせていただきます林でございます。不慣れなものでございますが、何分ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思えます。座長ということで一言ごあいさつをさせていただきますが、先ほど三村知事のごあいさつにもございましたが、当懇話会は国の原子力、本県に立地する原子力施設の安全性、地域振興など、原子力を巡る様々な課題につきまして委員の皆様幅広い観点からご意見を述べていただくことで、県が私達の意見を参考として今後の青森県の原子力行政に適切に対応をしていくものと考えております。また、知事が政策判断をする際の大きい拠り所ということでございますので、そういう意味からも委員の皆様にご課せられた責務と申しますか期待は大変大きいものと存じます。

委員の皆様におかれましては懇話会の趣旨をご理解の上、それぞれの立場から忌憚のないご意見を述べさせていただきますとともに、座長として不慣れでございますが務めさせていただきますの

で、議事進行に当たりましてはご協力の程お願いを申し上げましてごあいさつにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは最初に本日のご出席の委員の方々を紹介していただきたいと思います。県の方からよろしく願います。

#### (出席者紹介)

##### 【司会（三上原子力施設安全検証チームリーダー）】

それではここで本日の主な出席者をご紹介申し上げます。

まず懇話会の委員 20 名のうち、本日は 17 名の委員の方にご出席をいただいております。

次に国からのご出席者を紹介いたします。

経済産業省原子力安全・保安院から薦田審議官でございます。

同じく坪井核燃料サイクル規制課長でございます。

同じく永山核燃料サイクル規制課課長補佐でございます。

経済産業省資源エネルギー庁から寺坂電力・ガス事業部長でございます。

同じく細川核燃料サイクル産業課長でございます。

同じく松川青森原子力政策企画官でございます。

なお、内閣府原子力委員会から竹内委員が出席することになっておりますが、公務の都合上遅れて出席することとなっております。

続きまして、事業者側の出席者をご紹介いたします。なお時間の関係もありますので、各事業者の代表者の方のみご紹介をさせていただきます。

電気事業連合会から濱田専務理事でございます。

日本原燃株式会社から松本代表取締役副社長でございます。

電源開発株式会社から山崎副社長でございます。

東京電力株式会社から榊本副社長でございます。

東北電力株式会社から斎藤常務取締役火力原子力本部長でございます。

なお、青森県側からは三村知事、蝦名副知事、長谷川出納長、前田環境生活部長、天童商工労働部長が出席しております。よろしく願います。

#### (座長代理選出)

##### 【林座長】

よろしゅうございますか。

今、委員のほかに出席者の紹介がございました。それでは座長代理の選出でございますが、懇話会の設置要綱第 2 の 2 によりまして私から指名することになっておりますので、指名させていただきます。

田中知委員と久保寺委員のお二方をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

よろしく願います。

それでは、次第にしたがいまして議事に入らせていただきます。まず事務局の方から本日の案件につきまして説明をお願いします。

## 6 議 事

### 【司会（三上原子力施設安全検証チームリーダー）】

本日は第1回目の会合ということでございまして、委員の皆様には広く原子力政策、施設等の概要等についてご理解いただくため、議題（1）として県内の原子力施設の概要について各事業者から、また議題（2）として日本原燃株式会社再処理工場使用済燃料受入れ貯蔵施設に係るプール水漏えいと品質保証体制について、国・事業者・県から説明させていただきます。その後、午後3時頃10分間程度の休憩を設けることとしております。休憩後議題（3）として東通原子力発電所に係る安全協定等について、①として東通原子力発電所に係る安全協定について、②としてMOX燃料加工施設について、③としてITER誘致について、それぞれ県から説明させていただきます。最後に議題（4）として国の原子力政策について、国から説明させていただきます。なお、議題（2）、（3）の案件につきましては、第2回目以降の懇話会において改めて皆様方のご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

### 【林座長】

ただいま事務局から説明がありましたとおり、本日は原子力政策、施設の概要等につきまして説明をしてもらいます。個別具体的な事案につきましての意見交換は次回以降としたいと思います。

それではまず議題（1）県内の原子力施設の概要について、各事業者から説明をお願いいたします。なお、順序につきましては日本原燃株式会社、次に東北電力株式会社、そして東京電力株式会社、最後に電源開発株式会社の順でお願いしたいと思います。なお、質疑等につきましては最後にまとめて行いたいと思いますので、ご了解をお願い申し上げます。

それでは日本原燃株式会社から説明をお願いいたします。

### （1）県内の原子力施設の概要について

#### 【日本原燃（株）松本副社長】

日本原燃副社長の松本でございます。三村知事様はじめ県ご当局の皆様、並びに青森県原子力政策懇話会の委員の皆様には、日頃当社事業に対しまして特段のご指導を賜り、誠にありがとうございます。また本日は当社事業の現況等につきましてご説明の機会を賜りまして、本当にありがとうございます。心から御礼申しあげたいと思います。

まずはじめに、使用済燃料受入れ貯蔵施設のプール水の漏えいにつきまして、知事並びに懇話会の委員の皆様はじめ県民の皆様にご心配をおかけしておりますことを、この席を、この場をお借りいたしまして深くお詫び申し上げます。プール水の漏えいにつきましては、現在補修を行っているところでございますが、なぜこのようなことが起こったのかということも含めまして、品質保証体制の点検等を鋭意行っているところでございます。プール水漏えいの問題、品質保証体制の件につきましては、後ほど常務の中田からご説明させていただきます。私からは原子燃料サイクル施設の概要につきましてご説明させていただきたいと思っております。

早速でございますが、お手元にお配りしてございます資料No.1－1原子燃料サイクル施設の概要について、という資料をご覧いただきたいと思っております。

当社では現在使用済燃料の再処理、高レベル放射性廃棄物の貯蔵管理、ウランの濃縮、低レベル放射性廃棄物の埋設、この4つの事業を進めてございますが、再処理工場につきましては現在

建設中でありまして、残りの3施設につきましては操業をすでに開始しているところでございます。また、これら4事業に加えまして使用済燃料の再処理によりまして取り出したウランとプルトニウムを平和利用・有効利用するため、ウランとプルトニウムを混ぜ合わせリサイクル燃料とする、いわゆるMOX燃料の加工事業につきましても建設に向けまして諸準備を現在進めているところでございます。

まずは再処理事業についてでございますが、再処理工場は硝酸等の化学薬品を使いまして、使用済燃料からウランとプルトニウムを取り出す工場でございます。年間最大処理能力はウラン重量で800トン、使用済燃料貯蔵プールの容量はウラン重量で申し上げまして3,000トンでございます。現在、再処理工場の建設工事の進捗率は約94パーセント、建屋とか機器設備の据え付けなどはほぼ終了した状況に達してございます。また、据え付けられました機器類・機械設備等が所定の性能を発揮し、安全かつ安定に運転できるかどうかを事前に確認するため、各建屋の進捗状況に合わせて各種の試験を段階的に実施しているところでございます。現在、水や蒸気を使った通水作動試験がほぼ終了しておりまして、現在、硝酸や有機溶媒等の化学薬品を使った化学試験を実施しているところでございます。今後、使用済燃料プールの健全性を確認し、県民の皆様のご理解を得てウランを使ったウラン試験、使用済燃料を使った総合試験、こういったものを安全を第一にしまして進めて参りまして、平成18年7月に操業を開始する計画でございます。

冒頭でも触れさせていただきましたが、使用済燃料受入れ貯蔵施設からのプール水漏えいに伴う補修作業及び品質保証体制の点検作業を考慮しまして、9月19日に知事にご報告させていただきましたが、ウラン試験の開始時期を本年10月から来年1月に変更し、また使用済燃料を実際使用する総合試験の開始時期を平成16年7月から平成17年2月に、そしてまた操業開始時期につきましても平成17年7月から18年7月に、1年の工程変更をさせていただきました。また使用済燃料受入れ貯蔵施設の点検調査を行うため、昨年11月から使用済燃料の受入れを停止しているところでございます。今後、補修等を行い施設の健全性を確認した後、使用済燃料の受入れを再開したいと考えてございます。なお、使用済燃料の受入れ数量は9月末現在で申し上げますと、BWR（沸騰水）型燃料が累計で約456トン、燃料体数で2,614体、PWR（加圧水）型燃料が累計で約323トン、燃料体数で746体でございます。

次に高レベル放射性廃棄物の貯蔵管理事業でございますが、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターでは我が国の電力会社が使用済燃料の再処理を海外に委託したことに伴いまして、我が国に返還される高レベル放射性廃棄物のガラス固化体を貯蔵管理する施設でございます。平成7年4月より操業を始めております。現在のガラス固化体の貯蔵能力は1,440本でございますが、今後同規模の施設を増設させていただき、最終規模は2,880本を予定してございます。なお、ガラス固化体の受入れ数量は、9月末現在で累計760本でございます。

次にウラン濃縮事業でございますが、ウラン濃縮工場は遠心分離機を用いまして天然ウランの濃縮度を原子力発電所で使用するレベルまで高める役務を行う施設でございます。ウラン濃縮工場は平成4年3月に年間150トンSWUの規模で運転を開始しまして、最終規模の1,500トンSWUを目指しまして順次増設をしながら、年間1,050トンSWU規模まで設備をいたしまして運転を続けて参りました。このトンSWUという単位についてでございますが、これはウラン濃縮の仕事量を表す単位でございます。100万キロワット級の原子力発電所が1年間に必要とする濃縮ウランは約20トンでございます。これをSWU単位で申し上げますと約120トンSWU規模に相当するといえるものでございます。遠心分離機は、その特性からメンテナンスを行わな

いで故障した場合そのまま停止しておくことから、現在遠心分離機の停止状況や電力会社から要求される濃縮度も高くなっておりますので、これらを総合的に勘案しまして、1,050 トンのうち450 トン分の遠心分離機を現在停止いたしました。これら停止した遠心分離機の代わりに、現在より高性能で経済性に優れた新型遠心機の開発に鋭意取り組んでいるところでございます。平成22年頃から新型遠心機による生産運転を開始したいと考えております。なお製品ウランの出荷量は9月末現在で六フッ化ウラン重量で、累計1,316 トンでございます。この量はイメージで申し上げますと、100万キロワット65基の発電所を1年間運転できる量を供給していると、現在の累計で申し上げますとそういうふうな量に相当するウラン量というふうにご理解いただければと思います。

次に低レベル放射性廃棄物の埋設事業でございますが、低レベル放射性廃棄物埋設センターは国内の原子力発電所で発生した低レベル放射性廃棄物を埋設する施設でございます。現在の埋設能力は200リットルドラム缶換算で約40万本相当の容量でございます。今後100万本相当までの増設を考えておりますが、当社敷地内には最終的に300万本相当までの増設が可能でございます。なお、低レベル放射性廃棄物の受入れ数量は9月末現在で累計で15万6,603本でございます。低レベル放射性廃棄物には放射能レベルの低い廃棄物から比較的レベルの高い廃棄物がございますが、このうち放射能レベルの比較的高い廃棄物を埋設する施設を六ヶ所村の敷地内に設置できるかどうかを確認するため、地質・地下水の予備調査を行いました。この結果を踏まえまして必要な地質・地下水のより詳細なデータを取得するため、昨年11月より本格調査を開始しております。調査の結果、建設が可能となった場合には、県民の皆様のご理解とご支援を賜りながら進めて参りたいと考えております。

次にMOX燃料、つまり再処理工場で使用済燃料を再処理して取り出されましたウランとプルトニウムの混合酸化物燃料、こういった燃料の加工事業でございます。MOX燃料工場は使用済燃料の再処理によって取り出したウランとプルトニウムをMOX燃料に加工する工場、ウランとプルトニウムの平和利用・有効利用の観点から再処理工場の建設操業と一体となって進めていく必要がございます。当社では平成13年8月に知事並びに六ヶ所村村長に対しまして工場の立地につきまして協力をお願いをさせていただきました。MOX燃料工場の年間最大加工能力は、MOX中のウラン・プルトニウムの重量で130トンを予定してございます。平成21年4月頃に操業を開始する計画としてございます。なお、MOX燃料工場の現行の操業開始時期につきましては大変厳しい状況にございまして、現在、今後の工程につきましては検討を進めているところでございます。MOX燃料工場につきましては引き続き県民の皆様のご理解とご支援を賜りながら進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、プール水の漏えいにつきましては補修を確実にを行い、施設の健全性を確認して参りますとともに、二度とこのようなことが起きないように品質保証体制を改善し、併せて情報公開・情報の透明性に務め、県民の皆様方から信頼していただけるよう務めて参る所存でございますので、引き続き特段のご指導を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

#### 【林座長】

はい、ありがとうございました。

それでは次に東北電力株式会社さんから説明をお願いいたします。

## 【東北電力（株）斎藤常務取締役】

東北電力常務取締役火力原子力本部長の斎藤でございます。本日もご出席の皆様方には常日頃より当社の事業運営につきまして特段のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。改めて御礼を申し上げます。

それでは当社東通原子力発電所1号機の建設状況につきまして、お手元の資料No.1-2、この資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

東通1号機は電気出力110万キロワットで、他電力をはじめ当社の女川原子力発電所でも十分な経験を積んでいる沸騰水型の軽水炉を採用しております。平成10年12月に着工いたしまして、平成17年7月に運転開始の予定であります。この9月末の総合の工事進捗率は約80パーセントになっております。お蔭様で順調に建設を進めているところであります。

さて最初に東通1号機の安全性、信頼性向上に向けた取組につきまして、資料の中央部分に記載をさせていただきますが、ポイントだけ中心に説明をさせていただきます。まず原子力設備の信頼性向上についてであります。これまでの国内外原子力発電所における運転経験などの技術情報を積極的に活用しまして、より信頼度の高い設備となるよう予防保全対策を設計に反映しながら建設を進めております。品質管理の面では、より独立性・透明性を高める観点から、平成15年8月に品質保証室を建設所に設置いたしました。品質保証の強化に努めております。また建設当初から施行会社と一体となり、クリーンプラント活動を展開し、品質の向上、安全確保を図っているところであります。さらに平成15年度中には発電所敷地内に教育訓練センターを建設をし、発電所の運転員の技能向上を図っていくこととしております。

一方、情報公開についてであります。建設工事の主要イベントの公開、ホームページの活用をはじめ、信頼・安心に結び付く情報公開について積極的に進めて参りたいと考えております。

次に、資料の右側に記載をしておりますが、今後の主な建設予定につきまして説明をさせていただきます。この7月には原子力発電所の心臓部である原子炉圧力容器の据え付けを行いました。また9月には東通原子力発電所と上北変電所を結ぶむつ幹線が完成しております。10月からはこのむつ幹線からの受電を開始いたしました。発電所に設置される機器を実際に動かし、各系統の機能試験をはじめております。平成16年度に入りますと、炉心に燃料の装荷をいたします。約9ヶ月をかけ起動試験を実施し、各系統が機能することを確認をしていくこととしております。これらの試験では、段階ごとに国の厳格な検査が行われ、これに合格をしてはじめて営業運転に入るようになっております。平成17年7月には営業運転の開始をする予定であります。

最後になりますが、当社は、『安全と信頼を重ね、東通の大地に、原子力の火を』をスローガンに、安全確保を最優先に、地域の皆様から信頼される発電所づくりに全力を挙げて取り組んで参りたいと考えております。今後とも皆様方の変わらぬご指導・ご支援をお願い申し上げまして私の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

## 【林座長】

ありがとうございました。

次に東京電力株式会社さんから説明をお願いします。

## 【東京電力（株）榑本副社長】

東京電力立地地域本部長をしております榑本と申します。三村知事様をはじめ県ご当局の皆様、青森県原子力政策懇話会の委員の皆様には当社事業運営につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は当社東通原子力発電所1・2号機の現況についてご説明をさせていただきますが、その前に昨年夏に発覚いたしました原子力発電所での不祥事によりまして、地域の皆様方、あるいは先生方に多大なご迷惑・ご心配をおかけいたしましたことに対しまして、改めてお詫びを申し上げます。当社では二度とこのような不祥事を引き起こすことのないよう、この1年間原子力部門だけではなく全社を挙げて徹底した再発防止対策に取り組んでおります。まだまだ十分とは申せませんが、原子力発電所では所員一丸となって情報公開や仕事の透明性確保などにつきまして努力いたしております。今後も誠実かつ真摯に努力して参る所存でございます。今後とも是非皆様方のご指導・ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、当社は電力の安定供給のため、エネルギー供給源の多様化を図りつつベストミックスを追及してきております。原子力発電はその大宗を占めております。原子力発電は日本自前の技術によりましてエネルギーを生み出すことのできるものであることに加えまして、優れて安定的であり、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出も極めて少ないものでございます。当社はこうした点を踏まえ、安全確保を最優先に軽水炉を中心に原子力発電開発を推進いたしております。

現在、当社の原子力発電所は、福島第一原子力発電所に6基、福島第二原子力発電所に4基、新潟県の柏崎刈羽原子力発電所に7基、合計17ユニット、総出力1,730万8,000キロワットでございます。発電量の約4割を賅っております。これらは当社の供給力のベース部分を賅っております。1年を通して高稼働の電源として役割を担っております。国内に資源の乏しい日本にとりまして純国産エネルギーとしての原子力発電と原子燃料サイクル事業は不可欠なものでございまして、長期的な視点に立ち着実に推進していくことが重要であると考えております。その一環といたしまして、当社は平成20年代の重要な電源といたしまして東通原子力発電所1・2号機の建設を計画いたしております。以下その現況についてご説明をさせていただきます。

計画の概要でございますが、当社は東通村内の東北電力さん用地の北側隣接地460万平方メートルの敷地に改良型沸騰水型軽水炉、電気出力138万5,000キロワット2基の原子力発電所を計画しております。この計画は、当初、沸騰水型軽水炉電気出力110万キロワット2基であったものを変更いたしましたものでございます。現在の計画は着工が平成17年度、運転開始が1号機平成23年度、2号機は平成23年度以降を予定いたしております。

次に漁業補償でございますが、出力の変更に伴いまして温排水の拡散範囲が広がりましたことから、関係漁協さんに出力変更と追加漁業補償交渉の申し入れを行い、逐次交渉をして参っております。予定地の地元漁協、白糠、小田野沢の両漁協さんとは交渉開始後およそ1年半の時間を要しましたが、お蔭様をもちまして本年4月に交渉妥結をみております。現在はその北側の尻労、猿ヶ森の両漁協との補償交渉を行っております。続きまして老部川内水面、六ヶ所村の泊漁協とも円満交渉解決に努力して参る所存でございます。

また環境アセスメントにつきましては、平成11年6月に施行されました環境影響評価法及び電気事業法に基づきまして、環境影響の調査・予測・評価を実施いたしました。具体的には平成13年4月より1年間の環境現況調査を実施いたしまして、その後、青森県や国からのご意見をいただいた上、最終的に本年8月に環境影響評価書を経済産業大臣に届出を行い、先月24日ま



での縦覧を経まして定められた手続きを完了いたしております。

次に来月の19日に東通村体育館におきまして国主催の第一次公開ヒアリングの開催が予定されております。事業者といたしましては、当日計画概要などをご説明することとなっておりますが、現在これに向けて諸準備を進めているところでございます。公開ヒアリングにおきましては、地元の皆様に一層のご理解を賜りますよう、しっかりと対応をして参りたいと思っております。

以上、私どもが東通村に計画しております原子力発電所の現況についてご説明をさせていただきました。今後は青森県ご当局、村ご当局をはじめ、地域の皆様のご協力をいただきながら共存共栄を図りつつ計画を進めさせていただきたいと願っております。今後ともなお一層のご理解・ご支援の程よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

#### 【林座長】

はい、どうもありがとうございました。

それでは最後に、電源開発株式会社さんからご説明をお願い申し上げます。

#### 【電源開発（株）山崎副社長】

電源開発株式会社の副社長の山崎でございます。知事さんをはじめ、青森県の関係の皆様方には常日頃から私ども電源開発の事業につきまして格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

私からは、お手元に資料1-4としてお配りしてあります大間原子力発電所計画につきましてご紹介申し上げます。この計画は下北郡大間町の津軽海峡に面したなだらかな海岸段丘と海岸沿いの平地に原子力発電所1基を建設するものであります。平成7年8月の原子力委員会の決定に基づきまして、プルサーマルの一環として全炉心でMOX燃料利用を目指して計画するものでありまして、中期的な核燃料リサイクルの中核的担い手である軽水炉によるMOX燃料利用計画の柔軟性を広げるという政策的位置づけを意味し、貴重なウラン資源の節約と有効利用に利するものということで重要な意義を有しているものでございます。

大間町は約130万平方メートルの敷地に出力138万3,000キロワットの改良型沸騰水型軽水炉、いわゆるABWRを建設するものでありまして、ABWRはすでに新潟県の東京電力柏崎刈羽原子力発電所6・7号機で良好な運転実績を積み重ねてきております。また中部電力浜岡原子力発電所5号機と北陸電力志賀原子力発電所2号機が建設中で、また中国電力島根原子力発電所3号機がただいま安全審査中であります。また先ほどご紹介がありましたように、この青森県で東通でも計画が進められているところでございます。

建設工程は平成18年8月の着工、24年の3月の運開を予定しております。大間原子力発電所の特徴的なところは、全炉心へMOX燃料を装荷を目指したもので、いわゆるフルMOX・ABWRであります。着実かつ段階的に確認しながら進めるという考え方を基本といたしまして、MOX燃料の装荷は当初3分の1以下の炉心程度からはじめまして、その後、暫時、全炉心まで段階的にその割合を増やしていくということにしております。MOX燃料ですが、これはもうすでに欧米を中心とする各国ですでに40年以上にわたる実績がありまして、3,500体以上が問題なく使用されているということも事実でございます。また国内でも軽水炉で6体のMOX燃料がすでに使用され、燃料の健全性に問題がなかったことが確認されております。さらに本年3月に運転を終了いたしました新型転換炉ふげん発電所では、770体以上のMOX燃料が問題なく使用

されてきた実績もごさいます。

安全性について少しでも触れさせていただきたいと思いますが、大間原子力発電所の安全確保につきましても、他の原子力発電所と同じように原子力発電所の運転によって発電所の周辺の方々の安全を損なわないようにすることを基本といたしまして万全を期することとしております。具体的には、通常運転中に発電所周辺環境に与える放射線量を基準以下十分低く抑えることはもとより、多重防護の考え方に基きまして原子力発電所の異常の発生、及び事故への拡大防止策を講じ、また万が一事故が発生した場合にも発電所周辺の方々に放射線による影響を与えることがないように、何重もの安全防護設備を設置するなどの対策を講じることとしております。

また大間原子力発電所は良好な運転実績を有する先行ABWRと基本仕様は変わりありませんが、全炉心でMOX燃料を使用することを考慮いたしまして、必要な設計対応を行い、フルMOX炉心でもウラン炉心と同じように十分安全性を確保するというようにしております。なお大間原子力発電所の安全確保については、国による厳重なチェックも受けることとなっております。

建設に向かつての現況を少しご紹介申し上げますと、本計画は平成11年8月に電源開発基本計画に組み入れられまして、同年9月に原子炉設置許可申請を行いました。用地の取得遅れによりまして、その後の度重なる工程の延伸で地元の皆様方大変ご迷惑をおかけしました。本年8月に用地取得問題を解決するために配置計画を見直しまして、これに伴い建設工程も変更することを公表させていただきました。これにつきましては、県ご当局及び地元の皆様方のご理解を得られたことに感謝をしている次第であります。現在、当社は一時保留していただいております安全審査を再開していただくための準備を進めておりまして、現地においては発電所建設のための港湾工事等の準備工事を進めているところでございます。

話は変わりますが、当社ではいよいよ民営化を向かえることとなって参りました。昭和27年に国策会社として設立されて参りましたが、この10月2日に電源開発促進法廃止法案が施行されることになりまして、当社は民間企業として新たなスタートを切ることになりました。民営化後におきましても大間原子力発電所計画はこれまでとおり当社事業として引き続き進めていく所存でございます。

終わりに参りましたが、大間原子力発電所の建設に当たりましては安全確保を大前提に、環境保全にも配慮した上で地元の皆様方と一体となって大間計画を推進して参りますので、よろしくお願い申し上げます。

ご説明は以上でございます。ありがとうございました。

#### 【林座長】

はい、ありがとうございました。

それでは議題の2に入りたいと思います。議題2は日本原燃株式会社再処理工場使用済燃料受入れ貯蔵施設に係るプール水漏えいと品質保証体制について、国及び事業者等からご説明をお願い申し上げます。なお順序につきましては日本原燃株式会社さん、そして経済産業省原子力安全・保安院、次に県、そして電気事業連合会の順でお願い申し上げます。

それでは最初に日本原燃株式会社さんからお願いいたします。

#### (2) 日本原燃株式会社再処理工場使用済燃料受入れ貯蔵施設に係るプール水漏えいと品質保証体制について

## 【日本原燃（株）中田常務取締役】

それでは早速ですが、使用済燃料受入れ貯蔵施設のプール水漏えいに係る再処理施設の調査点検結果及び補修状況並びに品質保証体制に係る点検状況についてご説明をさせていただきます。

本資料の1ページから3ページにつきましては、私がこれからご説明させていただく骨子について記載させていただいております。4ページ以降は添付資料について、その骨子の内容を詳細に記載されております。本日は時間も限られていることから、できる限り、図をご参照していただきながらご説明をさせていただきます。このためページが前後しますので、よろしく申し上げます。

まず最初の4、5ページでございますが、これまでの経過についてまとめさせていただきました。この中で平成13年7月使用済燃料受入れ貯蔵施設のPWR燃料プールからプール水が漏えいしていることを確認しました。それ以後、点検の経過をここに書かせていただいております。その原因につきましては、不適切な溶接による貫通欠陥でございました。これらの詳細についてご説明させていただく前に、貯蔵プールがどのような構造になっているかについてまずご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。これは平面図でございますが、まず左下のところに取出しピットA、取出しピットBというのがございます。ここから全国の原子力発電所からの使用済燃料をキャスクというもので運んできて、この取出しピットAに沈めまして、水中で蓋を取り燃料を取出し、仮置きピット、ここで燃焼度を測定します。その後、移送水路を通しまして沸騰水の原子炉の場合BWRプールを通る。加圧水の場合はPWRのプールに貯蔵することになります。左のところはPWRとBWRの燃料の共用ということになります。そして再処理をする場合にはまたここから移送水路を右の方に行き、送出しピット、それから斜路A・Bどちらかを使ってせん断機の方を持って行くと、こういう構造になっております。

恐れ入りますが12ページをお願いします。このプールの断面図でございます。断面図は一番内側がライニングプレートといい、今から問題になるところでございますが、プレートの内張りがあります。その次が底も横も全部1.5メートルのコンクリートです。その横が配管とか、あるいはサンブとか廊下というところで、点検でもいつもできるような状況であります。底の部分についても燃料貯蔵の下部の中間層という形で、ここにも水が出るようだったらサンブ室の方に導かれてわかるようになっております。こういう形でできています。このライニングプレートというのはだいたい幅約2メートル、長さにして5.5から5.8メートルぐらいのステンレスの4ミリから6ミリの厚さのものですが、それをそれぞれ全部のプールの内張りに張ってあります。その張っているところがいわゆる水漏れを起こす原因になったものでございます。それは7ページに戻っていただきますと、まずPWRプールのところに赤い丸がございまして、そこに①と書いてあります。一番最初に、平成13年の7月に水漏れがわかり、その原因につきましてはライニングプレートの部材が足りなくて継ぎ足し溶接ということでやった欠陥でございまして、そしてその次が右上の方に②というのと③とございまして、これは下地材のところの水を集める漏えい検知溝のところを後でつながっていないことがわかって、切り欠きというようなことで起こった。後でご説明申し上げますがそういうようなところで起こった貫通でございまして、あと右の下の方に斜路という所があります。ここは水が入っていないところでございまして、点検の結果、下地材にアンカーボルトを打つというようなことがあって、その上にライニングプレートの溶接をしましたので、そのところが欠陥としてなった。この計5箇所、この斜路Aのところは2箇所あ

りますが、計5箇所が水漏れを起こしたところがございます。それらにつきまして、結果について8ページでございますが、点検の結果、この表でございますように類似箇所全部を点検しました。再処理本体も点検しました。それらの点検についてはプール、ピットなど14基、点検対象溶接約13キロ、本体の方もライニング貯槽類似のものでございますが、全25基、対象溶接箇所約9キロ点検をしました。その中で計画外の溶接が行われていたという箇所が、それぞれ継ぎ足し溶接の部分、あるいは切り欠き・肉盛溶接、母材貫通、母材損傷と、こういうような形で不適切なところが発見されました。全部で、貫通箇所も含めて全部で291箇所ということでございます。

それにつきまして、我々は、今、点検を終わりました、そして補修につきまして、補修の方法について設計及び工事の認可を国に提出をして認可をいただきまして、今その補修に取り掛かっているところでございます。

9ページをご覧くださいと思いますが、その補修のいくつかのパターンでございますが、ひとつは、9ページの方はやや小さい範囲のそういう欠損の部分につきましては、こういう具合に上の方で切り取りまして、あと切り取って補修した部分については必ず溶接の箇所は下地材ということで、漏えい検知溝がついた下地材でモルタルに打ち込みまして、そしてその上にライニングプレートを溶接をすると、こういう形でございます。

次のページのやや大きい部分については、すでにもう溶接された部分に沿って、溶接線に沿ってその部分全部を取出しして、そして新しい部材を張ると、こういうような溶接方法、施行方法を今とって、関係するところを全てを張り替えるということを今やっております。全部を気中でやることにしております、そのために今先ほど申しましたBWRとBWR/PWR共用プールに燃料が入ってしまっていて水が張ってある。そういう中で修理するというので、15ページをご覧くださいと思います。円筒形のチューブというか昇降ダクトを上から吊りまして、下の図をご覧くださいますように、下の方のライニングプレートとの取り合いのところに作業室をとる。ここを密着させまして水が入らないようにして、その部分を気中に出しまして修理する。こういうような方法で全てのところを空気中で溶接します。こういうような方法を今考えております。そういうことで我々としては、できるだけ安全を最優先して年内に補修を終わるように努力しているところでございます。

次に色々な溶接箇所を点検している中で再処理施設の埋込金物というものがございます。20ページご覧ください。埋込金物はこういうような物でございます、配管や機器をサポートする。そのためにあらかじめコンクリートの壁とかに右のような埋込金物を埋込んであります。これはスタッドジベルというものがちょうどコンクリートの中に、点検している時に、スタッドジベルというものが、切られて短くなっていたり、曲げられたり、そういうものが、色々わかってきております。それで我々としては、埋込金物全数につきまして、点検をしているところであります。点検の方法につきましては、設計や建設時の記録でしっかりしているもの、確認できるものについては、そのまま使用する。いささかでも疑わしいものにつきましては強度とかあるいは長さとかを点検して必要なものは取り替える。あるいは使う予定のないものは使わないということで整理する。その数は、だいたい使用済燃料受入れ貯蔵施設では、約5万枚、再処理施設本体で45万枚。点検についてはかなり進捗しております。これからはそれについて評価していくということでやっていくこととしております。これらについては色々な評価の仕方、あるいは19ページに点検対象範囲があります。今までの取組の中で多少評価し、どのように整理し、学びとるのかと

というような状況であります。

次に品質保証についてでございますが、これまで再処理施設の建設に当たっては、平成7年以降社内の問題発生都度、改良を行いながら品質保証活動を進めてきたにもかかわらず今度のようなプール水の漏えいとかあるいは今年3月の再処理施設本体の硝酸の漏えいすることの不具合、これらの問題は、設計・建設時の品質保証が不十分であったものであり、深く反省しているところでございます。このため本年5月に社長をトップとする社内の品質保証点検体制を発足させ品質保証活動について改めて点検評価し、不十分な事項については改善することにより、適切な品質保証体制を確立することとしまして活動をはじめしております。その中で本年6月、国から指示並びに厳重注意の文書をいただきました。これを深く重く受け止めまして再処理施設の品質保証体制の点検をさらに実施し、点検者自らが品質保証プロセス評価顧問会を社内に設置して、アドバイスをいただき、9月には計画をとりまとめて点検を開始しているところでございます。この点検作業につきましては、国の六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会でご審議いただき進めているところでございます。点検は再処理施設の健全性を確認するため、次の2点を目的として行っております。まず第1点としましては品質保証体制を点検し、不十分な事項について評価・改善することにより適切な品質保証体制を確立します。

第二点としては、設計やすでに設置されている機器類等について設計や検査の管理のルールや検査記録などの書類の点検、設備及び建物が当社要求仕様及び法令要求どおりに施工されていることが十分確認できなかったものについては現品点検を行います。もし不具合が発見された場合は、当該不具合に対し補修等の必要な措置を行うことにより再処理施設内の設備・建物の健全性を確認します。

手順でございますが、図1をご覧ください。25 ページでございます。こういう形で、まずひとつは品質保証体制の点検。設備等の健全性の確認。品質保証体制の評価・改善。こういうような項目について、それぞれ横に書いてあるような状況で取組を順次三つに分けて評価をしていく予定でございます。点検の手順についてでございますが、次のページに記載させていただいています。まず、左から設計管理の状況についての点検。施工・検査の管理について。これは図の上部が管理のルールの点検でございます。下は実施の優先、確実にそういうことが行われたという点検の実施。こういうような取組で、我々は取り組んでいくことにしております。

次のページでございますが、ここに社長をトップにしてこういう取組のプロジェクトチームを。右の品質保証システムの検証ワーキンググループ。これは独立して取組体制のチェック。左側の方が施設の健全性検証ワーキンググループ。これはすでに設置された機器類等のものについて色々検証をするということでございます。

誠に恐れ入りますが、一番下の左のところがFチームと書いてございますが、これはプールの今の受入れ貯蔵施設のことでございます。そこの担当のチームのことで、Fとこういう失礼な書き方で誠に申し訳ありません。お詫びさせていただきます。そういうような体制で取り組んでおります。

あと私どもとしましては、これでいろんな適正、できるだけこういうことについて再確認、検証をし、いろんな要因に取り組んでいきたいと思っております。

10月の9日に開催された国の六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会においてもご説明させていただきましたが、なぜこのような不適切な施工が行われたのか、その背景要因については現在掘り下げて検討を実施しているところでございます。検討に当たっては、当社については検査が抜き取

りの上、あまり現場に行かず管理が甘かったこと、元請け会社については施工計画・手順の検討が十分でなく、また施工会社に対する指導の不足により現場に不適切な施工を行う必要が生じたものと推定されることなどが摘出されております。

いずれにしましても、引き続き不十分な事項及びすでに発生した漏えい等の不具合の要因を分析し、必要に応じて本計画書の改訂を行い点検を実施していく所存でございますが、最終的には同検討会のご審議を踏まえた上で年内を目途に品質保証管理体制を評価改善していきたいと考えております。

なお工事計画の変更等につきましては、先ほど副社長が申しあげましたように使用済燃料貯蔵、再処理工場のウラン試験の開始時期が本年 10 月から来年の 1 月に変更、竣工時期についても平成 17 年の 7 月から平成 18 年 7 月に変更します。また 9 月 29 日に本年度の使用済燃料の受入れ計画を約 418 トンウランから約 116 トンウランに変更し、今後の使用済燃料の受入れ計画及び予定再処理数量についても変更をいたしました。

私からの説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

#### 【林座長】

はい、ありがとうございました。

続きまして、経済産業省原子力安全・保安院から説明をお願いいたします。

#### 【原子力安全・保安院 薦田審議官】

原子力安全・保安院で審議官をしております薦田でございます。説明に入ります前に、この原子力の安全規制に責任を有しております原子力安全・保安院といたしまして、一言お詫びを申し上げます。

ただいま、原燃の方からご説明がありましたように、このプール水の問題につきましてはこれが発生してからこれまでもすでに 2 年弱を要しているところでございます。またこの間にウラン脱硝建屋におきますシール部材の取り付けミスが発生といったようなこともございました。いずれも原燃の品質保証活動のずさんさを示すものでありまして極めて遺憾に存じているところでございます。このサイクル施設に多大のご理解をいただいております県、地元の皆様が大変ご心配をおかけしていること、心からお詫びを申し上げるしだいでございます。

原子力安全・保安院といたしましては、この一連のミスというものを非常に重く受け止めているところでございまして、ウラン試験の開始までに徹底的に膿みを出し切ることが大変重要であると認識をしております、これからご説明をする対策をとっていきたいと考えているところでございます。

今日用意しておりますのは、この資料の 2-2 でございますので、これを開きながらご説明をしたいと思います。ただ中味につきましては、今しがた原燃の方からございましたので、重複を避ける観点からポイントだけをかいつまんでご説明をしたいというふうに思っております。

1 番のところにつきましては、これまでの経緯と対応と書いてございますけれども、このプールの漏えいが発生以来、保安院は計 4 回の指示、嚴重注意というものを行って参りました。また原燃の調査には当方の職員を適時立ち合わせてきたところでございます。この結果、2 ページの (8) に記載いたしましたように、今年の 8 月 6 日には原燃から計画外溶接箇所計 291 箇所につきまして、これを全て張り替えるという報告を受けたところでございます。この 3 ページの 2 の

ところに保安院の現在及び今後の対応というのを記しておりますけれども、保安院といたしましてはただいま申し上げました原燃からの報告に基づきまして、直ちに核燃料サイクル安全小委員会というものを開催いたしまして、その報告の妥当性を審議してきたところでございます。現在補修はすでに始まっておりまして、今後、つい先日新たに設立されました独立行政法人の原子力安全基盤機構、これの核燃料サイクル施設検査本部が今後この検査を実施していくということになるかと思っております。なお保安院といたしましては、先ほど述べましたようにプールで見られましたような品質保証体制の不備に起因いたします問題というものを徹底的にあぶり出していくことが何よりも重要と考えておりまして、さらに総点検のための公開の委員会を設置いたしまして、幅広い視点から検討を行っているところでございます。

9 ページのところに、委員名簿をおいておりますけれども、委員長には東大の近藤先生をお願いをいたしまして、委員長以下計 17 名の委員に入らせていただいております。青森の方からも二人ほど先生方に委員に入らせていただいております。また、その他委員会におきましては県、そして村からもオブザーバーとして参加をいただいているというところでございまして、すでにこれまで 2 回開催したところでございます。

今後でございますが、この 10 月 25・26 日にいよいよ委員が六ヶ所に出向きまして、実際に物を見て、あるいは原燃が行います総点検計画、こういういろんな書類を見まして、原燃が計画をしております点検計画の妥当性を審議していただくと、こういう運びになっているところでございます。保安院といたしましては、安全を第一にスケジュールを念頭におくことなく徹底的にこの施設の妥当性というものを検証していきたいと、このように考えているところでございます。以上でございます。ありがとうございました。

#### 【林座長】

はい、ありがとうございました。

続きまして、県からご説明をお願いします。

#### 【前田環境生活部長】

環境生活部長の前田でございます。私からは、日本原燃株式会社の再処理工場使用済燃料受入れ貯蔵施設に係るプール水漏えいと品質保証体制についてご説明を申し上げます。

今般の日本原燃株式会社の使用済燃料受入れ貯蔵施設のプール水漏えいに端を発した一連の不適切な施工に関して、使用済燃料受入れ貯蔵施設及び再処理施設本体において 291 箇所にも上る不適切な施工箇所が確認され、さらに埋込金物の切断が確認され、ひいては品質保証体制の点検をも行なわざるを得なかったことは、県民の安全と安心の確保上大きな問題であり、極めて遺憾であります。

県としては、施設の健全性が確認されることが最優先であり、再処理施設の建設・操業については安全と安心の確保を第一義に進められることが極めて重要であると認識しております。

事業者においては、不適切な施工箇所の補修及び埋込金物の点検は勿論のこと、品質保証体制を確立し、施設の健全性を確認するとともに、今般の不適切な施工が行なわれるに至った原因を究明し、併せて今後の再発防止対策を講じることにより、県民の安全と安心が確保されるよう最大限の努力を重ねるよう求めたところでございます。

また節目節目での県への報告、並びに積極的かつ分かりやすい情報公開に務めることを強く求

めたところであります。

一方、国においては設計・建設時における日本原燃株式会社の品質保証体制が不十分であったと判断し、総合資源エネルギー調査会に六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会を設置して、品質保証体制点検計画や点検結果について審議しており、県としてはこの状況を注視しつつ施設の健全性の確認を含め責任ある対応を求めて参ります。

県では、これまでも点検作業に立ち会うなど安全確保を第一義に対応して参りましたが、今後とも国及び事業者の対応状況を厳しく見極めつつ、県民の安全・安心に重点をおいた対応をすべく安全確保を第一義に慎重かつ総合的に対処して参りたいと存じます。以上でございます。

#### 【林座長】

はい、ありがとうございました。

最後に、電気事業連合会からご説明をお願いします。

#### 【電気事業連合会 濱田専務理事】

電気事業連合会専務理事の濱田でございます。今回の再処理工場のプール漏えい問題と竣工時期の変更等につきまして、電気事業者として一言申し述べる機会を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

まずは再処理工場の使用済燃料プール水漏えいに端を発しました不適切な施工の問題につきまして、青森県民の皆様にご多大なご心配・ご迷惑をおかけいたしました。このことにつきまして私ども電気事業者といたしましても大変申し訳なく思っておりまして、まずもって深くお詫び申し上げます。

先ほど日本原燃よりご説明申し上げましたとおり、日本原燃はプールの補修対策や品質保証活動の強化等を行っているところでございますけれども、私ども電気事業者といたしましても日本原燃の取組に全面的に協力をして進めて参りたいと、かように考えております。

続きまして今回の再処理工場の工程変更についてでございます。電気事業者としての考え方をご説明させていただきたいと思っております。今回の工程見直しに関しまして、9月19日に日本原燃から正式な報告を受けました。その内容はプール水漏えい等に係る補修、並びに品質保証体制の点検、これを徹底的に行うことを前提として、工程優先ではなくて安全を最優先で取り組むために操業開始時期を1年遅らせたいと、こういうものでございました。私ども電気事業者は工程確保の重要性、これも十分認識をしているところでございますけれども、それ以上に事業を進めるに当たっては安全性の確保を、これが最優先でありまして、広く県民の皆様からご信頼いただきながら進めると、このことが何よりも大切だろうと、かように考えているところでございます。

そのために、プールの漏えい対策、あるいは品質保証体制の点検等に万全を期して進めていくという日本原燃の考え方、及びそれに基づく工程見直し、これについて同意をすることとしたわけでございます。

今回このように再処理工場の工程を見直すこととなりましたけれども、資源が少なく、かつエネルギー消費量が多いという、我が国が将来にわたって安定してエネルギー源を確保していくためには国内で原子燃料サイクルを確立することが不可欠であると、その認識はいささかも変わるものではないと思っております。私ども電気事業者といたしましては、今後とも安全の確保を最優先に、日本原燃共々再処理をはじめといたしますサイクル事業、これについて地元の皆様のご理解を得



つつ着実に進めて参りたい。そのために業界の総力を挙げて取り組んで参る所存でございます。

またさらに付言いたしますれば、現在、全電力が喫緊の課題として取り組んでおりますプルサーマル計画でございますけれども、これにつきまして各社それぞれが推進に向けた理解活動等をそれぞれの地元において行っているところでございます。諸準備が進む、整う、その結果として実施が可能になる、そういった電力から着実にやっていくということが適切と考えておりまして、とにかくできるだけ早い時期に実現できるよう引き続き全力を尽くして参りたいと考えております。

青森県の皆様方におかれましては、今後とも引き続きご指導・ご理解くださいますようお願いを申し上げます。私の発言を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

#### 【林座長】

どうもありがとうございました。

それではここで10分間の休憩を取りたいと思います。再開を15時5分からといたしますので、よろしくお願いいたします。

(休憩)

#### 【林座長】

議事を再開いたしたいと思います。議題3の1、東通原子力発電所に係る安全協定について、県からご説明お願いいたします。

### (3) 東通原子力発電所に係る安全協定等について

#### 【前田環境生活部長】

環境生活部長の前田でございます。それでは、東通原子力発電所に係る安全協定につきまして、資料3-1に基づきまして、ご説明を申し上げます。原子力施設の安全規制につきましては、国が法令に基づき、一元的に行っておりますが、県としても、住民の安全、健康、福祉を保持するという責務を負っていることから、原子燃料サイクル施設について、六ヶ所村と共に、日本原燃株式会社と安全協定を締結し、施設への立入調査を行う等、周辺住民の安全確保及び環境保全を図っています。従って、東通原子力発電所につきましても、原子燃料サイクル施設と同様に安全協定を締結する必要があり、本日、県及び東通村の成案としてのとりまとめました協定書案、それから細則案を説明する機会を持たせていただきました。今後この協定書案、細則案につきまして、関係各位のご意見を伺った上で、最終案として事業者に提示をすることとしたいと考えてございます。

それでは、次のページに添付資料1に基づきまして、安全協定の概要につきまして説明をいたします。左の欄から、条番号、項目、東通原子力発電所に係る安全協定概要、原子燃料サイクル施設に係る安全協定概要となっており、黒く網掛けをした部分が、原子燃料サイクル施設に関する安全協定と異なる部分でございます。

まず第1条でございます。事業者は、放射性物質及び温排水等により、周辺地域に被害を及ぼすことのないよう、法令等を誠実に遵守し、万全の措置を講ずる。事業者は自主保安活動の充実

強化、教育訓練の徹底、最良技術の採用に務める旨を規定しています。原子力発電所に特有な事項として、温排水が新たに加わっております。

第2条は情報公開に関する規定で、事業者は積極的に情報公開を行う旨、規定しております。第3条は事前了解に関する規定で、事業者は施設の増設等をしようとする時は、事前に県、村の了解を得なければならない旨を規定しています。

第4条、第5条は、事業者は管理目標値を定めて、放射性物質の放質管理を行う事業者は燃料等の貯蔵等に当たり、法令に基づき、安全確保を図る旨を規定しています。

第6条から第8条は、環境放射線等の測定に関する規定で、県と事業者は計画に基づき、環境放射線及び温排水等の測定を行う。事業者は測定結果の評価を行う監視評価会議の運営に協力する。県と村は、事業者が行う環境放射線及び温排水等の測定に職員を立ち合わせることができる旨を規定しています。

第9条は輸送に関する規定で、事業者は使用済燃料等の輸送計画等を事前に県、村に連絡する旨を規定しています。

第10条は平常時の報告等の規定で、施設の運転保守状況等の報告を求めています。東京電力の点検記録不正問題を踏まえ、新たに定期検査の実施計画、実施状況の報告を規定しています。第11条は、異常時の連絡等の規定で、故障等による運転停止等の事態が発生した場合、直ちに連絡することを規定していますが、施設の安全確認の徹底の観点から、新たに⑨、国への報告対象とされている事象が発生した時を連絡対象としています。

第12条、第13条は、立入調査及び措置の要求の規定で、県、村は職員に事業者の施設等への立入調査を行わせることができる。県、村は安全確保上必要と認めた場合、施設の運転の停止等の措置を事業者に求め、事業者はこれに従う旨を規定しています。

第14条は、損害賠償の規定で、事業者は住民に損害を与えた時は、被害者にその損害を賠償する旨規定しています。

第15条は風評被害の措置の規定です。原子燃料サイクル施設につきましては、風評による被害対策に関する確認書に基づいて措置を講ずることとしていますが、東通原子力発電所につきましては、直接、協定書において、事業者は風評被害が発生した場合、補償等万全の措置を講じ、当事者間で解決を図る。当事者間で解決できない場合、県は必要に応じ、風評被害認定委員会を設置の上、公正かつ適正な措置を決定し、事業者はこれに従う旨を規定しています。

第16条から第18条は、特別の広報をする場合の事前連絡、事業者の関連事業者に対する責務、県、村が行う諸調査への協力の規定です。

第19条は、防災対策の規定で、事業者は防災体制の充実強化、防災対策の実効性の維持に努めるとともに、県、村の防災対策に協力する旨を規定しています。

第20条から第23条は、違反時の措置、細則、協定の改定、疑義又は定めのない事項に関する規定です。

最後に別表として、別表が8ページにございますが、別表として放射性物質の放出量の管理目標値を定めています。

以上、協定の概要についてご説明申し上げます。

なお、添付資料2として、協定書の案全文、添付資料3として、細則案の全文を添付してございます。以上でございます。

### 【林座長】

はい、ありがとうございます。続きまして、MOX燃料加工施設について県からご説明をお願いいたします。

### 【天童商工労働部長】

商工労働部長の天童でございます。私の方からMOX燃料加工施設とITER誘致についてご説明申し上げます。

まず資料3-2のMOX燃料加工施設についてでございます。平成13年8月24日に、県及び六ヶ所村はですね、日本原燃株式会社から、MOX燃料加工施設に係る立地協力要請を受けております。

県といたしましては、安全確保を第一に、慎重に総合判断する必要があることから、まず同施設の安全性につきまして、平成13年9月から平成14年4月にかけて、専門家によるチェック検討を行っております。その結果、日本原燃株式会社より計画されているMOX燃料加工施設に関する安全確保の考え方は、専門的知見、国内外の経験等に照らして妥当であり、安全審査指針等の基本的考え方に沿うものと考えられると、これがひとつ。また計画されている主要な安全対策は、我が国や諸外国の技術水準、実績、技術開発状況等に鑑みて、技術的に十分実施可能であると考えられている。その結論が得られておるところであります。この検討結果につきましては、県議会議員、市町村長、原子力政策青森賢人会議等に対し説明を行いましたほか、県内6地区で、一般県民を対象とした説明会を開催するなど広く周知を図ってきたところでもあります。

今後の対応についてになりますけれども、このMOX燃料加工施設につきましては、昭和59年の原子燃料サイクル施設に係る立地協力要請外の施設とありまして、MOX燃料加工施設に関し、平成13年8月24日に受けました立地協力要請につきましては、安全確保を第一義として、県議会のご意見、市町村長のご意見、それから青森県原子力政策懇話会のご意見等を踏まえ、さらに国の政策上の位置づけ、プルサーマル計画を巡る動向やプルトニウム需給見通し等について確認し、慎重に総合判断すべきものという具合に考えております。

続きまして、資料の3-3、ITER誘致についてであります。これまで県は六ヶ所村及び周辺市町村、県内経済団体からの要望や、県議会における誘致決議等を踏まえつつ、平成7年10月にITER誘致を決定し、対外表明いたしました。また同年12月でありますけれども、県内の産学官で構成いたします青森県ITER誘致推進会議が設置され、以降、県議会、このITER誘致推進会議、六ヶ所村等と一体となりまして、ITER誘致に取り組んできておるところであります。

一方、国でございますけれども、総合科学技術会議等の議論を経まして、平成14年5月31日に、我が国は国際協力によってITER計画を推進することを基本方針とし、国内誘致を視野に入れ、協議のために青森県上北郡六ヶ所村を国内候補地として提示して政府間協議に臨むとの閣議了解がなされたところでもあります。県の取組でございますが、現在、ITERサイト候補地といたしましては、日本は、六ヶ所村でありますけれども、他、フランスはカダラッシュ、スペインはバンデヨス、それからカナダは、クラリントンということで、提案がなされておりますが、国によりますと、高級事務レベルの協議を経てサイトを決定し、本年中の協定案の策定を目標として交渉を進めているということでございます。

21世紀に入りました今、ITER計画は人類が直面するエネルギー・環境問題を回避する手

段として、極めて重要な役割を担う国際協力プロジェクトでございます。資源小国でございますが、科学技術創造立国を目指す我が国が、世界の平和を願い、ITER計画の推進を通して、国際社会に貢献することを踏まえ、県といたしましても、国際貢献の一翼を担い、ITERの誘致を青森県の発展のみならず、広く日本の発展のために生かして参りたいという具合に考えておるわけでございます。

現在、ITERサイト選定に向け、関係各極の動きが活発化する中で、県といたしましては、県議会、ITER誘致推進会議、関係市町村等と一体となりながら、国及び日本原子力研究所等の関係機関と密接に連携しながら、ITER誘致実現に向けて全力で取り組んで参ります。以上でございます。

#### 【林座長】

はい、ありがとうございます。続きまして議題の4の国の原子力政策についてでございます。ご説明願う順番といたしましては、内閣府原子力委員会、次に経済産業省資源エネルギー庁の順で説明をお願いしたいと思います。最初に内閣府原子力委員会からご説明をお願いします。

#### (4) 国の原子力政策について

##### 【原子力委員会 竹内委員】

内閣府の原子力委員の竹内でございます。朝、公務がありまして、遅れて参りました。時間間に合ってホッといたしております。林座長はじめ、懇話会の皆様、会場におられる三村知事はじめ、青森県の皆様方には日頃から原子力関係大変お世話になっております。今日懇話会の新しいキックオフミーティングということで、私も呼ばれまして、大変ありがとうございます。

青森県では六ヶ所村の核燃料サイクル、東通村の東北、東京、両電力の発電所、大間のフルMOX、むつ市の中間貯蔵、まさしくひとつの地点で、いわゆる核燃料サイクルの輪がつながる県は他にはございません。これほど広く進んで参りまして、また計画されている県は、全く他にございません。それからさらにただいま報告がございましたように、国際的なITERの誘致もされていると、こういうことにつきましては、大変青森県の皆さん方は、早くから国策上の意義を十分ご理解いただきまして、長年にわたって、ご指導賜ったことと、原子力委員会を代表いたしまして、厚く御礼申し上げます。また、原子力政策や核燃料サイクルに関する議論を深めるためにも、本日、懇話会の皆様の前で発言の機会をいただきまして、ありがとうございました。本日は限られた時間でございますので、原子力委員会として最近の活動の中で、特に核燃料サイクル政策に関わるものを中心にご説明して、原子力委員会としての考え方をお示しいたしたいと存じます。

お手元の資料に骨子を書いてございますが、原子力委員会でセットになりました資料でございます。「核燃料サイクル政策について」をちょっとご覧いただきたいと思っております。まず第一に、もうすでに討議は終わったと思っておりますが、日本原燃の六ヶ所村の再処理工場の竣工時期の変更等についてでございます。原子力委員会では、この9月22日に六ヶ所再処理工場の竣工時期の変更につきまして、日本原燃と電気事業連合会から報告を受けました。原子力委員会としては、竣工の時期の再度の変更に至ったということは、遺憾で残念だと思っております。まずは再処理工場の安全性に万全を期する、こちらの方がもっと重要でございます。そして、最優先されるべきということで、今回の変更はやむを得ないというふうにご覧いただいております。また六ヶ所工場は、

日本での最初の実用規模の施設として、新しく技術を結集して建設されたものでありますので、今後予定されますウラン試験やアクティブ試験等、試運転の段階での問題点を徹底的に摘出しておくことが肝要だと考えております。こういうことにつきましての情報を地元も含め、関係者の間で共有することは、極めて重要であります。地元の皆さんの理解を深めながら、日本原燃は安全を最優先に操業に向けた準備を着実に進め、使命感と責任感を持って進めてもらいたいと考えております。このため、原子力委員会といたしましても、このような考えでこの資料の後にございます添付の1のようなメッセージを発信したしだいです。

次に本日の主題になるかと思いますが、核燃料サイクル、ちょっと部厚い資料で、ここで今、限られた時間で紹介するのは、大変酷ではございますが、「核燃料サイクルについて」という資料でございます。これにつきましては、昨年東京電力の問題等により、現状の核燃料サイクルに対する信頼が揺らいでおり、いろんな批判の声を承っております。こういうようなことで、昨年の委員会といたしまして、昨年の11月より核燃料サイクルのあるべき姿の検討会を開催いたしまして、ちょうどお手元の冊子の、ずっと終わりの方をご覧いただきたいんですが、一番最後の167ページです。このように、全国の立地地域の首長の方々、電気事業者、ジャーナリスト、消費者、専門家の方々、研究機関、あと行政の方々等ですね。これご覧いただきますと、こういういろんな角度から現状のご意見、それぞれの角度からご意見をいただきまして、約9回行いまして、原子力を巡る問題点の本質は、今、何かと。今、いろんな問題が起こっているけれども、回復、信頼を回復するために、何が求められているか、色々長期計画で結果は決められてはいるんですけども、こういうものをもう1回、この時点で原点に帰って見直して、何かずれてるんじゃないかというようなことも含めて、検討いたしました結果がこれでございます。

核燃料サイクル政策に関する様々な疑問が国民から投げかけられていることから、これに対しても真摯に答えようじゃないかということで、この冊子につきましては、前半から字体が変わるところがございます。ほとんどが、この資料の3分の2くらいは、皆さん方からいただいたものに対する答えを、Q&Aで書いたものでございます。これにつきましては、Q&Aで1とか2と番号がついたところから全部でございますので、その前の本文は、原子力委員が一行、一行、言葉を全部検討して出してございます。後半のQ&Aにつきましては、全員で議論いたしましたけれども、使ったデータと細かい表現までは全部見たわけでございませぬが、今、一番、私どもホットと考えておりますのが、プルサーマルの問題、六ヶ所の再処理の必要性、それからさらにもんじゅの問題、そういうテーマが多く入っています。これにつきまして、本年、8月5日に、こういう形で公表いたしました。

原子力委員会といたしましては、原子力を巡る厳しい情勢は、これは確かに認識いたしておりますが、原子力のやっぱり意義と課題を現時点で総合的に判断すると、やはりエネルギーセキュリティ、いってみますと、国としてのエネルギーの安全保障、これが第一点。第二点はCO<sub>2</sub>等地球温暖化問題。こういうような環境特性という面で、原子力は非常に他の電源に比べて、やっぱり優れていると。この大きな役割から考えて、やはり原子力発電をこれからも安全の確保、情報の公開というものを前提といたしまして、やはり国民との総理解を大前提にして、これからも日本の基幹の電源であると。この時やっぱりこれからの原子力発電は、核燃料サイクルでセットを進めるべきということを基本政策として、再確認したようなしだいでございます。具体的な方策につきましては、これまでもいろんなことがございました。これからも色々起こる可能性もございます。こういう面で、この基本政策に基づきながらも、社会情勢や技術の進展等も踏ま

えて、これに従って、対応は柔軟に対応しよう。柔軟というのは、全く無政策ということじゃなくて、それに合わせて軌道修正する場合には軌道修正しよう、そういうこととございます。そういうようなことで、今後も引き続きまして、地元の皆さん方と、様々な機会を捉えて、議論していきたいと考えております。積極的なご意見も今後ともいただきたいと思っております。

特に青森県の間貯蔵につきましては、32 ページに、ちょっとご覧いただきたいと思っております。中間貯蔵の必要性について触れております。それからプルサーマルについては、83 ページ当たり、多くの質問に対する答えを載せております。それから次にこれと前後いたしまして、やはり青森県の事業、特に日本原燃の事業を推進するためには、やはりプルトニウムの利用に関する基本的な考え方、これが大事でございます。これにつきましては、お手元の添付の2にありますプルトニウム利用の基本的な考え方について、8月5日に核燃料サイクルのこの発表と一緒にセットといたしまして、原子力委員会決定として出させていただきます。この内容につきましては、これまでもプルトニウム利用につきましては、日本は国内外からの核の拡散の疑念を招かないように、原子力の基本法にのっとり、平和の目的に限って行ってきております。我が国は核兵器の不拡散に関する条約、NPTを批准し、これに基づく保障措置制度の適応を受けることで、平和利用に関する国際的な担保がなされてきております。またさらに国内外の理解を得るためには、透明性の向上を図ることは重要であり、そのために原子力委員会は利用目的のないプルトニウム、余剰のプルトニウムを持たないという原則を示すとともに、毎年プルトニウムの管理状況を公表することなど、プルトニウムの平和利用に関わる積極的な情報発信を進めるべきであるということ、改めて方針として出したしだいでございます。現在、六ヶ所の再処理工場は、建設の最終段階に達してきておりますので、原子力委員会としては、ここから回収されるプルトニウムの利用目的を明確に示すことによって、より一層の透明性の向上を図ることが必要であると考えております。内容は、今、お話ししたようなことが主でございます。いつどの程度、誰がというような情報提供するということとございます。

最後になりますが、我が国の将来のエネルギー政策にとって、核燃料サイクルがなぜ重要なのか、そしてなぜ核燃料サイクルなのかなど、委員会は引き続き、様々な機会を捉えて、立地地域をはじめとする多くの国民の皆さんと、広く直接対話や意見交換を行っていきたくと考えています。先週の土曜でございますが、当地で、別のホテルで、ちょうどこんな時間に、私も原子力委員会と、原子力反対派との討論をしたばかりであります。ああいうようなことを、これからもより積極的にやって参りたいと考えております。懇話会の皆様方、また、青森県の皆さん方、原子力政策や核燃料サイクル政策に対して、これまで温かいご理解をいただいていることに対して、改めて厚く御礼申し上げます。ぜひ、このようなご懸念がございましたら、委員会フルセットでもいいんですけど、私も個人的に皆さんと知己がたくさんおられますので、ぜひ気楽に私など呼びつけ頂き、核燃料サイクルの方向はどうだというようなことを、ちょっと集まったような会議に呼んでいただければ、喜んで飛んで参るつもりでございます。私も青森が半分故郷になっております。若干最後は脱線いたしました。お時間いただきまして、どうもありがとうございました。

#### 【林座長】

どうもありがとうございました。続きまして、経済産業省資源エネルギー庁からご説明お願いいたします。

## 【資源エネルギー庁 寺坂電力・ガス事業部長】

資源エネルギー庁、電力・ガス部長の寺坂でございます。青森県におかれましては、県庁さん、原子力政策懇話会の委員の方々をはじめといたしまして、関係各位の方々に、国のエネルギー政策につきまして、格段のご理解とご協力を賜っておりますことを厚く御礼を申し上げます。またこの夏の関東圏の需給問題に関しましては、需要家の方々をはじめといたしまして、ご心配をおかけしたわけでございますけれども、関係の皆様方にご協力をいただきまして、何とか乗り切ることができました。改めて御礼を申し上げます。

それでは、本日のこの機会をお借りいたしまして、先だって制定いたしましたエネルギー基本計画、これに基づきまして、国の原子力エネルギーにおきます原子力政策、これについての考え方について、ご説明をいたしたいと思っております。資料につきましては、資料の4-2-1、これで3枚紙で骨子でございます。冊子になってございます資料の4-2-2、これがエネルギー基本計画の全文でございます。この二つの資料を随時使わせていただきたいと思っております。

まず今回のこのエネルギー基本計画でございますけれども、昨年6月に議員立法におきまして、エネルギー政策基本法が制定されたところでございます。エネルギー政策基本法におきまして、国がエネルギー基本計画を策定をするということになってございまして、この4月から総合資源エネルギー調査会での審議をはじめといたしまして、地方公聴会、あるいはパブリックコメント、それから審議の途中からではございますけれども、各地方団体の方にもご参画をいただきました。全国知事会のエネルギー対策特別委員長をなさっておられます茨城県知事に委員としてもご参画をいただきました。そうした議論を経まして、先だって、10月の7日に閣議決定をいたしました。それで国会に報告をしたものでございます。この基本計画でございますけれども、この本文の中にも書いてございますし、また、法律にも掲げているわけでございますけれども、少なくとも3年ごとに見直しをすると、そういう性格のものでございます。今回の基本計画は、そのエネルギー政策の方向性についてまとめるということでございます。そういった意味で、いわゆる定性的な基本計画でございます。量的なものにつきましては、この後、改めて議論を進めていくということになっているものでございます。基本計画の内容でございますけれども、骨子の3枚紙、4-2-1の、3枚紙のはじめに、あるいは1番の施策についての基本的な方針というところをご覧いただければと思います。我が国のエネルギー政策の基本は、三つの方針、目標をおいているわけでございます。ひとつが安定供給の確保でございます。二つ目が地球環境問題等の対応、あるいは環境への適合ということでございます。三つ目がこれら二つの安定供給の確保と、環境への適合を前提といたしまして、市場原理の活用、あるいは効率性の追求、そういう三つの考え方で、基本法がなっておりますし、今回の基本計画もまとめられているところでございます。まず安定供給の問題でございますけれども、今後のエネルギー需要の伸び、それから我が国におきましては、引き続き石油に比重が高うございます。また石油は中東依存度が非常に高い状況でございます。従いまして、需要面では省エネルギー、供給面では輸入エネルギー供給面の多角化、それから主要産出国との関係強化、さらに国際エネルギー、色々なエネルギーの多様化を図るということでございます。また備蓄の確保も重要でございます。ただそういった、その安定供給の前提となりますのが、安全の確保でございます。これは原子力については、勿論でございますけれども、エネルギー全般にわたりまして、その安全の確保が大前提となるわけでございます。その点につきましては、本文で申し上げますと、2ページの真ん中あたり、なお書きで始まるプログラムがあるわけでございますけれども、エネルギーの供給や利用するに当たっては、

安全の確保がその前提となるということでございます。さらに次を飛ばしまして、特に原子力とはということで、安全の問題というものが非常に大事だということを協調してございます。安定供給は今の安全の問題もそうでございますけれども、量的な問題のみならず、質的な面でも安定供給というのが、非常に大事であるということは、先ほど申し上げましたこの夏の電力需給問題について、改めて認識をされたところであるというふうに考えてございます。

それから二点目が環境への適合でございます。ご案内のとおり、京都議定書の批准、そういったものもでございます。我が国の二酸化炭素の排出は、その9割がエネルギーを起源とするものでございます。地球温暖化問題に対応するためには、環境への適合というものが、非常に大切なこととございまして、そのために省エネルギー、これは最近特に民生運輸部門でのエネルギー消費での伸びが高うございます。もちろん産業部門でのエネルギー消費も多くございますけれども、伸び率でいきますと、民生運輸部門の伸びが非常に高いというところがございます。従いまして、需要面ではその省エネルギーということが、環境への適合面においても、非常に大切な要素というふうに考えてございます。ただ非化石エネルギー、特にガス体エネルギー、天然ガスとか、あるいは液化石油ガス、LPGと、そういったガス体エネルギーへの転換が重要であるということでございます。ただその化石燃料も非常にウエートが高いわけとございまして、石油もそうとございます。あるいは石炭とございます。技術開発その他によりまして、エネルギーの発生効率、これを高めていくということが重要な要素というふうに考えてございます。

それから三点目が市場原理の活用でございます。できるだけ低コストのエネルギーが供給をされるということは、需要家にとっても大切なこととございます。ただ安定供給と環境の適合ということが前提にあるわけとございますけれども、この二つの要素を十分考慮した上で、制度改革を進めていくということで、順次制度改革が進められているところでございます。先の通常国会におきまして、電力、ガスにつきまして、さらなる需要化を進めるための法律が、改正法が成立をしたところとございました。再来年の4月までも本格的な施行におきまして、順次その改正法の内容を実施をしていくというふうに行っているところでございます。

さてそういった全般的なエネルギーのエネルギー政策の考え方の中での、原子力について、どのように考えていくかということでございます。資料におきましては、その前に先ほど安全の問題を申し上げましたけれども、全体的な基本方針の中で、本文でございまして、本文の中では、先ほどはじめにも紹介いたしましたけれども、5ページの3. エネルギーの安定供給と安全の確保ということで、透明性を持った議論等々、電力あるいは原子力を含めまして、普通の工場も、規制の普通の工場が大切等々の安全の問題をひとつ説を立てまして、3. で安定供給の中で述べているところとございます。それで原子力のところとございますけれども、本文の資料で申し上げますと、13 ページの下、第3節、多様なエネルギーの開発、導入及び利用という節とございます。13 ページは2行あるだけでございますけれども、実質は14 ページ以降、原子力のことでございまして、まず一番最初に14 ページの真ん中あたり、1. といたしまして、原子力の開発、導入及び利用ということでございます。原子力発電に関しましては、そこに書いてございますように、(1) から (4) 等々の原子力発電の優れた点、こういったものを加味し、また、その二酸化炭素を発電過程では排出しないと、そういったことも含めまして、安全確保を大前提としまして、基幹電源という位置づけとございます。基幹電源というのは、この14 ページの上の方4行目のところにもございますように、安全確保を前提といたしまして、核燃料サイクルを含め、原子力発電を基幹電源として推進するというところでございます。こうしたその原子力発電が、こ



の基幹電源という位置づけでございますけれども、何よりも原子力発電に関しましては、他のエネルギーにも増しまして、国民のご理解をうるための取組が大切なわけでございます。これまでも各方面での努力あるいは地元の方々のご協力をいただいているわけでございますけれども、これまで以上に積極的な情報の公開提供、あるいは情報につきましても、一方通行ではなくて、国民のその問題意識を理解をするという、そういう観点から、私ども最近公聴という言葉、広く聴くという意味の公聴という言葉を使ってございますけれども、単なる広報ではなくて、公聴活動、こういったものをしっかり進めていくということが大切であるというふうに、基本計画の中でもうたっているわけでございます。

さらに原子力発電に関しましては、特にその立地地域との共生が非常に重要な課題でございます。立地地域の住民の方のご理解とご協力をうるために、先ほどの公聴活動は勿論でございますけれども、立地地域の振興を図っていくと、そういったことでございまして、原子力発電等の地域社会との共生を目指して行くということが二点目でございます。それから、さらに立地地域だけではなくて、その電力の消費地の皆様方の理解、あるいは立地地域と消費地の皆さんとの認識の共有、そういったことにつきましても、今後において、益々重要な課題であるというふうに考えてるところでございます。そうした中で、核燃料サイクルでございます。核燃料サイクルにつきましては、この15ページ(3)のところに書いてるところでございます。先ほど原子力委員会の方からのご説明もございましたけれども、核燃料サイクル政策を推進することを、国の基本的な考え方としてということでございます。これらのプロセスのひとつひとつに着実に取り組んでいくと、これが基本であるというふうに思っております。

核燃料サイクルについては、先ほどご紹介もございますけれども、色々な疑問点、問題点等々示されているわけでございます。そういったことも考えまして、その進め方に関しましては、硬直的ではなく、その柔軟性を持ちつつ、着実に取り組んでいくと、これが大切であるというふうに述べているところがございます。あと16ページあたりに、16ページの一番下のところから、プルサーマルについてのもの、それから16ページに高レベル放射性廃棄物についての環境整備、あるいは使用済燃料の中間貯蔵施設についても記述をしているところがございます。全体におきまして、これらいろんなその核燃料サイクル事業の円滑な立地の推進のために、国の適切な関与も普通であるということでございます。

また、今回のその電力の自由化の議論の過程で、この核燃料サイクルの推進との両立の議論がなされました。これにつきましては、そこの16ページの一番下から書いてございます。あるいは17ページの頭の方でございますけれども、バックエンド事業全般にわたるコスト構造、あるいは収益性等を分析し、その結果を踏まえまして、16年末までに経済的組織案の具体的な制度及び措置の在り方について、検討を行う必要な措置を講じるということでございます。先月の下旬から電気事業分科会を再開いたしまして、この面での議論も開始をしたところがございます。さらに安全・安心の問題でございます。改めて原子力のところに、その次に2. というところで、原子力の安全の確保と安心の醸成ということで、色々書いてございます。その中で安全のこの確保に関しましては、昨年東京電力の問題をはじめといたしまして、様々な議論がなされております。その技術的な規制の在り方の問題、あるいは規制体制の問題、色々な方からご意見、あるいはご提言をいただいているわけでございますけれども、今回の基本計画におきましては、17ページの下から10行ぐらい上がりまして、さらにということございました。いろんな議論を踏まえまして、例えば10月から原子力安全基盤機構がスタートしたわけでございます。そうい

ったことをはじめといたします一連の改革が全体として有効に機能しているのかどうか、それにつきましては、今後とも立地地域の関係者の方々に十分説明をし、これは当然でございますけれども、継続的な意見交換を行って、聖域なく十二分に検証を行うということでございました。とにかくこの今の体制というものが、どういうふうに機能していくのかということ、しっかり見ていこうと、それを検証していこうというのが、今回の基本計画でございます。安全の問題と併せまして、安心の問題、これも大変重要でございます、その最後の行に安全の確保と立地地域を中心とした、安心の醸成ということを記述しているわけでございます。

さらに原子力の防災対策についても、重要な課題でございます。

あと、エネルギー基本計画でございますので、色々なことがございます。18ページ以降は、新エネルギーについて掲げてございます。新エネルギーについても、国際エネルギー、あるいは分散型エネルギーとしての重要なエネルギーでございます。ただ、当面、コストが高いとか、そういった課題があるわけでございます。そういった面での技術開発をはじめといたしました、課題の克服についてでございます。それからあとガス体エネルギー、石油等々書いてございます。それから説明を省略いたしますけれども、24ページ、25ページあたりに、今回の電気、ガスの制度改正、これに伴いまして、どのように全体を考えていくのかということ、記述してございます。それから、あと技術開発等々がございまして、最後のところが、第4章でございます。エネルギーの長期的な課題ということも含めまして書いているわけでございます。第1節は情報公開の推進、繰り返し申し上げておりますように、透明性を持った議論、あるいは情報公開、あるいは正しい知識の普及、こういったことが、これからのエネルギー政策におきまして、益々重要な課題と思っております。あと地方公共団体での役割、最も需要家の方々、国民の方々の身近なところにやられるのが、地方公共団体でございます。こういった地域の方々との意見交換等々がこれからの大きな課題でございます。重要な要素だと考えてございます。事業所の役割、さらに最近の活動におきます、非営利組織の活動の重要性、そういったものについて触れてるわけでございます。以上、色々申し上げましたけれども、安定供給、それから環境適合、それを元での市場原理の活用ということでございます。原子力発電に関しましては、今後とも国のエネルギーのその基幹電源であると、それから核燃料サイクルにつきましては、着実に推進していくということでございます。先般、先週でございます10月7日にエネルギー基本計画として閣議決定をされた内容でございます。以上でございます。

#### 【林座長】

はい、ありがとうございました。以上議題の内容につきまして、説明が終了いたしました。それでは、これから質疑に入りたいと思います。まず議題1の県内の原子力施設の概要について、ご質問、ご意見がございましたら、いただきたいと思います。はい、どうぞ。

#### (質疑応答)

#### 【山本委員】

山本ですが、関連をしますので、この際、質問等を含めていきたいと思います。まず、日本原燃のプールの水漏れ問題、やはりこの話をしないと、何のための原子力懇話会なのかということになると思いますので、結論からいいますと、今非常にそういう意味では鋭意、この補修を含め

て努力をされておられるということですので。

**【林座長】**

山本委員、申し訳ありません。次の2番目で、その問題やりますので、ひとつ、まず最初に、議題1の県内の原子力施設の概要について、関係当局から説明あったわけですが、これに対してのご質問、ご意見ございませんか。施設の概要についてですので、特にないと思われまじけれども、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。はい、それでは、今の山本委員からの話でございましたが、議題2の日本原燃株式会社再処理工場使用済燃料受入れ貯蔵施設に係るプール水漏えいと品質保証体制ということでございますが、どうぞ山本委員。

**【山本委員】**

すいません、それでは、私もやはりその品質管理上からすれば、極めてこの今回の対応というのは、問題があるのではないかと思います。そこで、これは、今、決定的にそういうようなことで補修作業も含めて、鋭意努力をされておるというところでございますので、会社の品質保証体制の機能強化を十分にもう発揮をされて、その上で県民の信頼回復にぜひ努めていただきたいということでございます。ただ先ほど、この日本原燃のプール漏水問題の対応について、経済産業省原子力安全・保安院の方から、資料2-2に基づいて、ちょっとその対応のお話でございましたけれども、非常に重要なお話であるということで、私は受け止めましたので、ちょっと質問いたしますが、要するに徹底的に膿みを出していただきたいということと、それから施設の妥当性を検証していくという、非常に重要なお話だったと思います。このことは、施設のいわゆる操業も含めた見直し等も含めて、その検討を検証するののかということと、少し伺いたいと思っておりますけれども。非常に重要な問題だと思いたしましたので、この点、質問です。以上です。

**【林座長】**

はい、どうぞ。

**【原子力安全・保安院 薦田審議官】**

保安院の薦田でございます。今の点でございますけれども、保安院といたしましては、この施設の妥当性と申し上げましたけれども、これは、あくまでも設計及び工事の方法の認可のとおり、施設ができていくかということをチェックをしたいということでございます。

**【林座長】**

はい、よろしゅうございますか。山本委員からこれをこのまま継続するのか、しないのかという質問出ましたけれども、この問題については、これからもこの政策懇話会がございまして、また次回からそういう問題もとりあげて、今日は一応大雑把に、外面的なことで捉えていただいて、次回からだいたいそういう問題も、入りたいなというふうに思いますので、よろしくひとつお願いします。非常に大事な大きな問題です。よろしゅうございますか。日本原燃さんに関しては、あとございませんですか。はい、どうぞ。

**【鎌田委員】**

青森市の鎌田です。この漏えいの原因がわかったわけですが、溶接の信頼性がないと、少ないということだと思えます。溶接の信頼性と、あと、耐圧漏えい試験というものをどのようにしているかという、それが大事だと思えます。耐圧試験はどのようなふうに行っているんですか。

**【林座長】**

よろしいですか。どうぞ。

**【原子力安全・保安院 薦田審議官】**

プールの場合、まず、溶接検査というのは、国の今の法定検査ではございません。これは、法定検査では、中に非常に高い、例えば圧力の高いものが、あるいは高温のものが入るというようなものであるとか、あるいは中に非常にたくさんの放射性物質が詰まっているというようなものについては、国の方で検査をいたします。このプールの場合には、そういうものに相当しないということで、この溶接そのものの検査は、法律上、要請をされておられません。

国の方で行いますのは、まさに、今、お話がございましたように、外観検査であるとか、あるいは耐圧検査でございますが、耐圧検査の場合も、この場合にはプールに水を張りまして、一定時間経過後、それが漏えいしているかどうかを見るということでございまして、一般のイメージにありますように、若干高めの圧力をかけてどうこうというものではございません。有り体に申し上げれば、プールとして最低の機能は満たしているかどうかというのをみているのが、現在の検査でございます。以上です。

**【林座長】**

よろしゅうございますか。はい。あと、ございませんですか。はい、どうぞ。

**【築田委員】**

公募の築田といいます。私が応募したきっかけは、9月19日に原燃さんが知事に説明した時に、新聞記事ですけれども、知事が計画外溶接とはどういうことなのか、言葉として非常にわかりづらいと、一般的な言葉を使った情報公開の徹底を求めたと、その後知事のコメントとして、ふざけないできちんとやってもらいたいと、語気を荒げたとかいう表現が冒頭にありまして、非常にそれにショックを受けまして、確かにそうだと。

今まで百人委員会もそうでしたけれども、原子力に関しては、いろんな専門家の方々がたくさん議論しているし、国中でも議論している。世界中でも議論しているんで、そうそう簡単にどっちがいいかは結論がつかないことなただけでも、私達は青森の地元で受入れる現状にあるわけです。私が選ばれたのは20人の委員ですけれども、背景には147万人の県民がおりまして県民が理解できるような説明がないことには、まるっきり意味がないと思えます。県のトップがまさにそういうことに触れてくれたというのを、非常に私は感動しまして、それで名乗りを挙げたら、たまたまこうやって選ばれたわけなんです。

ところが、先ほど拝見した原燃の資料によりますと、やはり不適切な施工による計画外の溶接部に発生した貫通欠陥でした、とこの言葉がそのまま使われてあります。ということは、9月の

20日、19日ですか、それから今日まで、この資料に関しては、全然変更というか、訂正というか、改善はされていないと思うんです。ご理解される方が多いと思うんですけれども、私自身もこの辺の言葉が全然わからなくて、今日こうやって2時間、3時間、話を聞いてて、非常に頭が痛い思いをしてるんです。これはどこの事業者、皆さんにもお願いしたいんですけれども、特にこの問題になったこの資料について、もうちょっとわかりやすい、このまま県民に公表しても、ほとんどの県民が読んでわかるような内容に書き換えていただけないものかなと、そういうふうに思っております。

**【林座長】**

はい、どうぞ。

**【日本原燃（株）松本副社長】**

ただいまのご発言、おっしゃるとおりでございます。これは知事さんから厳しく、わかりやすい表現で、県民に理解されるような説明をしてほしいということ、厳しくお話を伺ったのは、私も直接聞いております。今回、確かにこういったことで、そのままの形で出てしまったことについては、大変、私どものある意味で、その品質管理の問題とも関わる問題かなと、痛切に、私、今、反省しているところでございます。実は、私もタベ気がつきまして、何とか差し替えられればな、ということで、今朝、話を持ちかけたんですけれども、ちょっと時間がないということで、説明の中だけで、中田常務の方からは、その辺をカバーする説明をさせていただきました。おっしゃるとおりでございます。これは計画にない不適切溶接という表現を使うか、あるいは私どもの要求仕様のないような溶接をしたということで、このように表現すれば、少しわかりやすい表現になったかと思うんですが。そういう意味で大変私どもの恥をさらすようで申し訳ございませんけれども、こういったことも含めて、徹底した社内意識の改革をしていかななくてはならないと改めて感じております。大変申し訳なく存じます。ありがとうございました。

**【林座長】**

はい、どうぞ。

**【笹田委員】**

委員の笹田ですが、まず一点はPWRのプールから漏水をしたわけですがけれども、その両隣にBWRとBWR・PWR両方のプールがあるわけですがけれども、そのプールからは、今後とも漏水する恐れがないのかどうか。その辺のところについて、どのように点検をされておられるのかということと、二点目は約50万個あるといわれているスタッドジベルの損傷の部分について、それをどう補修されるのか、これから点検をされるということだと思いますが、それがどれくらいの補修も含めて日数がかかるのか、どういうふうになっているのかを教えてくださいたいと思います。

**【林座長】**

はい、どうぞ。

**【日本原燃（株）中田常務取締役】**

日本原燃の中田でございます。まず、両隣のプールの漏水の点検状況を申し上げますと、私もこのプールで行われてる溶接の全線を目視と、それとの中で疑わしい、目視で見て疑わしいとか、あるいはその溶接線が不規則にあるようなところは、全部、いわゆるフェライトとって、要するに溶接が行われると普通の母材よりも磁束が高いのが出てきます。そういう所を全部調査しました。その中で疑わしい所を、今、全部みると、ここの表のとおり継ぎ足しと切り欠きというようなところで、プールに関しては出たことでございます。だから、溶接の線は全線をそういう形で点検してございます。その中で疑わしい所はこういうことで進んでいるところでございます。

スタッドジベルの件につきましては、今、色々な壁の所から、先ほどいいましたように、プールの受入れ貯蔵の中で5万個とか、そういう全体で、再処理本体のが45万、こういうものにつきまして、実際にそれを使って、支持、くっつけると。このようなところについては、全部例えば検査の手順からいいますと、設計どおり行われているかということについて、全部調べ、それで疑わしいところは、例えば引っ張ってみる。それは大きな機械ですけれども。あるいは超音波で計る。そのようなことを今やっているわけです。最終的には、今の進捗率が、半分以上を超えているところでございます。点検（結果）の評価は、これからやっていくということで、我々としてはできるだけ年内前倒しにやっていきたいということで、今、取り組んでいるところでございます。以上でございます。

**【林座長】**

はい、どうぞ。

**【山本委員】**

両隣のプールについて、目視で検査をしたということですが、水を抜いて検査をされたんでしょうか。

**【日本原燃（株）中田常務取締役】**

水を抜いたところもございまして、水中でもやりました。それは、全部、ビデオなんかでも補完してありますので、それに基づいて点検とそれを照合するような対応にして、補完してございます。

**【林座長】**

よろしいですか。はい、どうぞ。

**【築田委員】**

今の溶接と埋込金物なんですけれども、今回のことがあってから、今やろうとしていることは、事業者が検査して、それを保安院が検査して、さらに県が検査する。3重の手間をかけようとしている。本来は設計どおりに工事が行われていれば、それを信頼してですね、受入れればよかったものが、こういう状態になって、非常にコストアップにつながっているわけです。

けれども、私が新聞で見ると限りにおいては、この埋込金物が、なぜカット、切断されたり、曲

がった状態で設置されたのかということが、未だにはっきりされていないように、私はみているんです。これは人為的なものなのか、作業員のレベルの問題なのか、モラルの問題なのか、何かそういうところをどこまで突き止めているのか、そういう原因がわからない限りは、いくら検査を厳しくする、いくら警備、検査を厳しくしても、根本的なところを見逃しているような気がしてしょうがないんです。

この前の段階で、漏えいの話が、溶接の話が出た時も、これは噂話ですけれども、六ヶ所に通っている、あるいは関わっている何人かに話を聞くと、親会社は立派だし、間に入っている会社もそれなりに立派だけれども、現場の現場で作業する人々のレベルというのは、結構ばらつきがあるんだよ、とこう言うのをもちろん我々のレベルですけれども、耳にしたことがあります。不良溶接の場合でも、実際に作業した人がそこにいるんだけれども、なぜそういうことをやってしまったのか。それをなぜその時点で防げなかったのか。そういうことについては、全然耳に入っていないんですけれども。そういうところをきちんとしてからでないと、いくら検査基準を厳しくしたところで、やはり変わらないんじゃないかなという懸念を持ちます。

**【林座長】**

はい、どうぞ。

**【日本原燃（株）中田常務取締役】**

ただいま、ご指摘いただいたようなところにつきましては、その背景要因を、今、鋭意、評価して解析しているところでございます。いずれそういうことが全部わかった時点で、また、ご説明させていただくと思っております。できるだけ年内を目標に我々努力しておりますが、もうちょっと時間がかかるとお思いますので、ご理解いただきたいと思っております。いずれそういうことが解析、評価された時にはですね、公表させていただきます。

**【林座長】**

よろしいですか。はい。今の話は、委員のご質問のとおりで、検査体制がどんなに立派でも、実際にやる技術者がまずいと、また起こる問題ですので、その辺は日本原燃さんから、また、改めてご回答いただければというふうに思います。はい、どうぞ。

**【月永委員】**

今の一連の質問に対して、ちょっと思うことを。委員の月永でございます。要するにこれまでの色々なトラブルが生じた原因のひとつというのは、非常に、今、議論が細かいところまで入っているわけですが、基本的には、設計管理と施行管理に問題があったんだということが、この資料の中にもありますし、これからはその設計が、要するに設計どおり構造物が建設されてるかどうか、それから施工どおり、予定どおり施工されているかどうかというシステムをちゃんと確立していくんだという決意は、私は今回の資料で読み取ることができました。

そういった意味では、ただこの資料だけで、言葉だけでは、述べるのではなくて、それを実現するために、どのような、その設計管理、施工管理というのを実現化していくかというところがポイントだと思います。確かに先ほどの委員の方から、色々な意見が出てますが、第一線の技術者の技術レベルというのも、多分落ちているというのは否めないんだと思うんです。その辺

はやっぱり施工管理というところを、俗に言えば高級技術者を投入して、なるべくこまめに施工の管理をしていただきたい。そうすると、過去に起きたようなトラブルというのは、極力避けられるのではないかと思います。

**【林座長】**

はい、どうぞ。何かお話ございましたら。

**【日本原燃（株）松本副社長】**

ただいまのご発言もごきますけれども、おっしゃるとおりなので、私どもが一番これを厳しく反省しなくてはならないところは、この元請あるいは施工会社がやっていることに対して、やっぱり積極的に関与するところが薄かったと。そこは痛切に反省しなくてはならないと。そのためには、こういった管理ルールなり、設計管理なり、施工管理について、甘くなっていったというふうを考えております。

特に、私どもは再処理施設の重要度に応じた管理のやり方をして参りまして、プールについては、そう厳しい、放射能レベルが高いわけでもございませぬし、使用条件も厳しくございませぬ。それから元請会社の自主管理ということを中心にした管理になっていた。しかも、プールの物量が非常に多いところもございまして、そういう中で、こういう甘い結果、管理の結果として、こういった不適切な溶接につながっていったと。ここのところは、どういうふうにこれからきちんとしたものにしていくか、今後、こういった品質保証につきましても、国の方の監査も入って参ります。指導も受けることになります。私どもは、今回のこういった一連の、これだけの時間、費用をかけてやったこと、きちんとこれを踏まえて、きちんとそこは対処できるように取り組んで参りたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

**【林座長】**

はい、次回以降もございまして、今、各委員が質問が出た意見につきましては、また日本原燃さんの方から、色々公表できる範囲というのものについて、できるだけ公表していただきたいんですけれども。そういうことでひとつご回答いただければなというふうをお願い申し上げたいと思います。

次に、議題3の東通原子力発電所に係る安全協定等について、最初に東通発電所に係る安全協定についてご質問、ご意見ございませぬでしょうか。はい、どうぞ。

**【田中（知）委員】**

先ほどのご説明によりますと、現在の核燃料サイクル関係の安全協定が、右横に並べて書いてあるんですけれども、それを見ると、核燃料サイクル関係についても、やや変更した方がいいんじゃないかというような点もあるんですけれども。その辺いかがでしょう。

**【林座長】**

いかがですか、今のご質問に。



**【前田環境生活部長】**

安全協定のことに关しましては、サイクルの方も同様の形で、これから見直しを図って参りたいというふうに思っております。以上でございます。

**【林座長】**

よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

**【月永委員】**

安全協定についてですけれども、要するに安全性ということであれば、放射性廃棄物、それからもうひとつ新しく加えられているのは、温排水ということになっているようですが、その温排水の具体的な定義というんでしょうか、どういったレベルが温排水なのか、どういったものが異常というふうに定義づけるのか。それからそれを管理していくということですから、温排水の何を管理していくのかというところを、もし、今、即答されなくても構いませんが、その辺までちょっと考えていただいて協定を作られると、よろしいかなと思いますけれども。

**【東北電力（株）斎藤常務取締役】**

東北電力の斎藤でございます。温排水でございますが、取水温度に比較をいたしまして、プラス7℃の温度で温排水として排出をいたします。その温排水を測定監視するというところでございます。

**【林座長】**

よろしゅうございますか。

細目について、色々、各委員からもご質問があるかと思いますが、今回、時間の関係上、次回のために、この問題について、ひとつ回答用紙で作るとか、そういうことを中心にできればお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次にMOX燃料加工施設についてのご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので、3番のITER誘致についてのご質問、ご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

**【山本委員】**

ITERの関係について、質問というよりも、非常にこういう大きなプロジェクトに対して、何か青森県的で非常に恥ずかしいことなんですけれども、政争の具にされているような、そういう場面に出くわしたものですから、これはやはりきちんと真面目にITERの問題についても、県民は善しにつけ悪しきにつけ、あるいは県も含めて、真面目に対応している時に、例えば選挙のある時に、科学技術担当大臣が、自分達の候補を当選させないとITERを持ってこないとかというような、そういう政争の具にこういうなものをされては、非常に迷惑千番だと、私はそう思います。本当にそういう意味では真面目に、知事がいて大変恐縮ですけれども、知事はそういう思いでやっていると思いませんが、いずれにしても、このITERの問題については、非常に真面目に取り組んでいきたいと思っておりますので、そういうことをあまり言う人もないと思っておりますので、ぜひ心掛けていただきたいと思っております。

あとついでですけれども、まだ意見はたくさんございますが、次回、もし意見反映ができるという時間があるとなれば、原子力エネルギー全般にわたっての、国の考え方についてお伺いしたいと思います。あるいは核燃料サイクルの推進の部分についても、国の考え方について、問いただしたいと思いますので、準備をお願いしたいと思います。以上です。

**【林座長】**

よろしく、ひとつお願いします。今、山本委員が言われたITERの誘致について、政治的な駆け引きにされるということは、現実に私も、ITERの誘致について国の協力方を強力にお願いしたいということで、要望に参りまして、その時ちょうど知事選が始まる直前でしたから、そういう状況で、全て私もそういうふうなことを言われてきまして、何のために要望に行ったのか、訳がわからないような状態でした。

しかし、何しろ予算をある程度左右する政権党だとか、そういうところは、どうしても従来からの慣習的な要素がありまして、そういう話があるわけでございますが、決して我々だけの問題でITERの誘致をやっているわけではなくて、日本国のためにやっているわけですので、その点はひとつ間違わないでいただきたいなという私の感想を持っております。ありがとうございます。

それでは、議題の4の国の原子力政策についての何かご質問、ご意見ございますでしょうか。今ここで回答できない問題は次回というふうにさせていただいても結構だと思っております。いかがでしょう。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

**【笹田委員】**

安全協定のことですけれども、今回、はじめてで、意見なり質問することもちょっとできかねますので、私の立場とすれば、原子力防災を充実するような形で、協定案に盛り込んでもらいたいという意見を持っていますので、内容を精査する時間を与えていただけるように、配慮していただければいいかと思えます。

**【林座長】**

いかがでしょう。県の方はいかがですか。

**【司会（三上原子力施設安全検証チームリーダー）】**

はい、次回の間までの時間と余裕がございますので、今の笹田委員のご発言については、前向きで配慮したいと思います。

**【林座長】**

長時間に渡りまして、委員の皆様方には本当にありがとうございました。今日は第1回目ということで、大変、時間が逆という足りない状況でございましたけれども、次回のためにも、もし、特別、各委員からご質問等ございましたら、県の方に出していただければ、県の方でも対応していただけることになるわけですね。

**【司会（三上原子力施設安全検証チームリーダー）】**

今、座長の方からも一応お話がありましたが、本日は時間の関係もありますので、この辺で終了になるわけでありましたが、各委員におかれましては、色々ご質問なり、お聞きしたいことがあると思いますので、その際は、電話、FAX、メール等で結構でございますので、遠慮なく事務局の方にご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**【林座長】**

いつ頃を予定しておりますか。まだ第2回の日時は予定してないんですか。

**【司会（三上原子力施設安全検証チームリーダー）】**

まだ、決定しておりません。

**【林座長】**

そうですか。つたない座長の司会で申し訳ありませんでした。皆さんと共に色々意見交換しまして、知事に対しての参考にしていただければ、というふうな会にしたいと思います。よろしく。ありがとうございました。

**【司会（三上原子力施設安全検証チームリーダー）】**

林座長、どうもご苦労さんでございました。

## 7 閉 会

**【三村知事】**

大変、本日は第1回目ということでございましたが、委員の皆様方におかれましては、ご参集賜りありがとうございました。また国、事業者につきましても、こうしておいでいただき、まだ本格的な話ということではございませんけれども、ご質問に答えていただきました。

さて、やはりこの原子力政策というんでしょうか、原子力を進めていくに当たっては、安全安心ということが何より大切であると思っております。先ほど、たまたま築田委員から話がございましたが、我々青森県民にとって、わかりやすいというんでしょうか、そういう話のあり方ということ、そしてその広報ということが非常に重要であると、自分自身も考えておるしだいでございます。

第2回目、また、担当の方で設定させていただきました、また、大いに皆様方のご意見、ご議論をお伺いしたいと、そういう思いでございます。また、座長をお引き受けいただきました林会頭におかれましては、今後とも、また、よろしく、この会を運営するに当たりまして、また進めるに当たりまして、公平・公正・的確な進行を心からお願いする次第でございます。

それでは、本日は大変ありがとうございました。

**【林座長】**

どうもありがとうございました。

**【司会（三上原子力施設安全検証チームリーダー）】**

以上をもちまして、第1回青森県原子力政策懇話会を閉会いたします。本日は皆様ありがとうございました。